

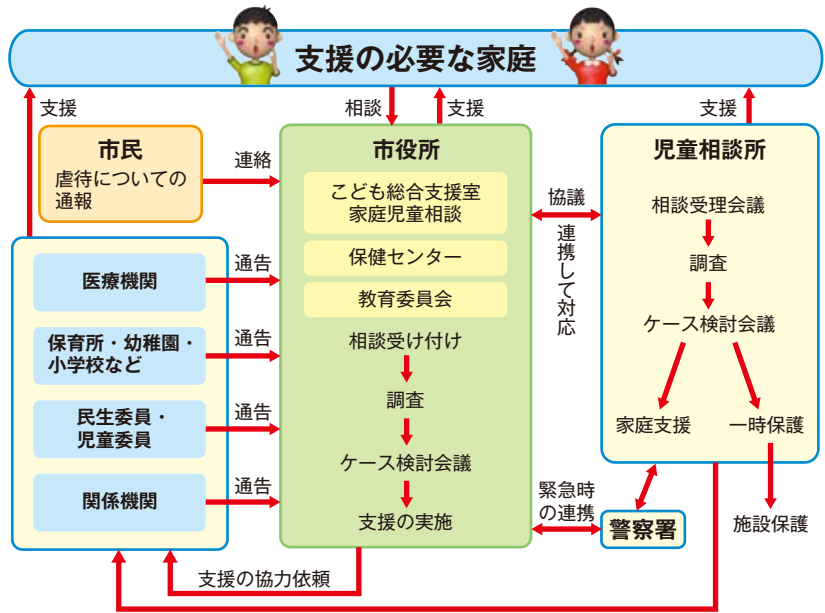
児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。多様な家族形態や社会的背景の中で、家庭が本来の機能を果たせず、虐待につながる場合も多く、社会全体で早急に解決すべき重要な課題になっています。

### 児童虐待を防ぐために

市では、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要と考え、児童虐待についての連絡を受けると児童相談所に連絡し、保育所や教育委員会、学校、保健センターなどの市の関係部署から情報を集めます。その後、関係者が集まってチームを組み、支援の方法を検討し、必要があれば家庭訪問をするなど、関係者が協力して家庭支援を行います。

特に子どもへの危険性が高い場合など、今後問題が発展しそうな場合は、子どもを児童相談所に一時的に保護し、市、児童相談所、警察署などが連携して対応します。

### 虐待防止のための体制



### 児童虐待・家庭児童相談窓口

虐待を受けたと思われる子どもや子育てに悩む親がいたら、また、自身が出産や子育てに悩んでいたら、児童相談所や市の

窓口へ連絡・相談してください。連絡は、匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

ところ	電話番号	ところ	電話番号
こども総合支援室	☎229-3284	香良洲総合支所市民福祉課	☎292-4303
家庭児童相談(こども総合支援室)	☎229-7830	一志総合支所市民福祉課	☎293-3003
久居総合支所福祉課	☎255-8831	白山総合支所市民福祉課	☎262-7015
河芸総合支所市民福祉課	☎244-1703	美杉総合支所市民福祉課	☎272-8084
芸濃総合支所市民福祉課	☎266-2515	県中勢児童相談所	☎231-5666
美里総合支所市民福祉課	☎279-8116	津警察署	☎213-0110
安濃総合支所市民福祉課	☎268-5516	津南警察署	☎254-0110

## 児童虐待とは

- **身体的虐待**  
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- **性的虐待**  
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- **ネグレクト**  
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

- **心理的虐待**  
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス、DV)など

